

M F C 運 営 規 約

第1条 (目的)

本規約は、特定非営利活動法人 ONE PIECE (以下「当法人」という)、MFC (以下「当クラブ」という)における運営に必要な事項を定め、もって当クラブにおける趣旨の実現に向けて資することを目的とする。

第2条 (登録資格)

- 1、 サッカー等を含めたスポーツを行うにあたり、健康状態に不安のないこと。
- 2、 当クラブへの登録希望者 (満2歳~6歳) の親権者及び保護者が当法人の賛助会員であること。
- 3、 賛助会員を含めた親権者及び保護者の同意があること。
- 4、 当クラブに提示した個人情報、当法人及び当クラブが “株式会社 EDION クロスベンチャーズ” の運営する連絡システム (PiCRO) を使用して運営管理することに同意があること。

第3条 (費用)

- 1、 登録者には次の費用を負担するものとします。
 1. クラブ登録費：5,200円 (初回) ※毎年度ではありません。
 2. クラブ年会費：800円 (スポーツ安全保険加入費)
 3. ユニフォーム費用：14,300円~ (シャツ、パンツ、ソックス)
※ 年少さん以下の方は、シャツのみも可能です。
※ 年中さん以上の方は、怪我防止の為、必ずレガースの着用をお願いします。
 4. 月会費：6,000円 (1口300円を20口)
 5. その他費用：イベント等やその他、必要となる費用など
※ 上記の発生する費用は「賛助会員受取会費」及び「受取寄附金」として計上し運営活動に充当する。

[付則]

- 登録日は原則として登録費用の納付日を登録日とします。
- 活動開始日は、登録日の日付、又は登録日以降の次の活動日を活動開始日とします。
- 新年度より申込口数が変更 (MIRAI FC) となる場合は、お申し出がない限り自動更新とします。
- 退会等のお申し出の受付期限は、第7条 (1) に則り、毎年度2月末迄とします。
- 社会・地域情勢により定めた申込口数を変更する場合もございますので予めご了承ください。
- その際は、当クラブは予め事前に告知することとする。
- 既納の登録費は、第6条の休部及び第7条の退会の場合も含め返金はしない。

第4条 (スポーツ安全保険)

- 1、当クラブへの登録にあたり、登録時に必ずスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- 2、スポーツ安全保険の加入の手続きは当クラブが行うものとします。
- 3、当クラブの活動中における怪我や事故等については簡易的な応急処置を行う。但し、怪我の状態や状況に応じ医療機関への搬送を必要と判断した場合は搬送を行う。
- 4、スポーツ安全保険における補償をこす場合には、その責を当クラブは負わない。

第5条（活動日程）

- 1、原則、通常活動は平日・土とし、通常活動及び当クラブが参加するイベント等、当クラブが企画するイベント等を含め月3回以上とし年間を通じて36回以上の活動を行うものとします。
- 2、原則、GW・SW・夏季休暇・年末年始は通常活動を行わないものとします。
- 3、半年間（4月～9月）（10月～3月）を通じて活動日数に満たない場合は、振替活動日を設けるものとします。但し、振替活動日に参加できなかった場合の返金等はしない。

第6条（休部）

- 1、休部を希望する場合には、休部希望月の1ヶ月前（30日前）までに、当クラブへ電子メール又は、連絡システム（PiCRO）を使用して指導員に連絡することとし、所定の用紙で事務局に提出をすることとします。
- 2、休部中にあたり当クラブ登録者1名につき、賛助会費1口（300円）/月を納付すること。
- 3、賛助会費は、休部解除後の初回参加時に納付するものとします。
- 4、休部期間は最長3カ月までとしますが、休部期間の延長が必要の際はお申し出ください。
- 5、長期間にわたり延長等のお申し出がない場合は、予告なく除籍とする場合があります。
- 6、スポーツ保険を利用される際には、休部用紙からお申し出ください。

第7条（退会）

- 1、退部を希望する場合には、退部希望月の1ヶ月前（30日前）までに、当クラブへ電子メール又は、連絡システム（PiCRO）を使用して指導員に連絡することとし、所定の用紙で事務局に提出をすることとします。
- 2、既納の月会費・年会費等の返還はしない。
- 3、退会申請書の提出がなされない場合は、退会処理を保留状態とします。
- 4、長期間にわたり保留状態が続く場合は、予告なく除籍とする場合があります。
- 5、退会后、PiCRO IDは無効となります。

第8条（再登録）

- 1、再登録を希望される際は、当クラブにご連絡のうえ改めて登録申請届を提出することとします。
- 2、再登録にあたっては第2条に則り、登録者の親権者及び保護者が、当法人の賛助会員であること。再登録費は発生しませんが、必ずスポーツ保険に加入するものとする。

3、 但し、スポーツ保険加入期間中に再登録される場合には、スポーツ保険の加入の必要はありません。

第9条（附則）

- 1、 親権者及び保護者が賛助会員たる資格を喪失した場合は当クラブの登録者も退会するものとする。
- 2、 当クラブは、各学年の登録者10名以上において発足し、常時16名を超える参加の見込みのない場合には、休止又は廃止する場合があります。
- 3、 当クラブ運営規約に対する同意書（登録申込書）及び傷害保険の申し込みに係る個人情報は、個人情報保護法などの法令及びガイドラインに準じて適切な管理を行い、かつ当クラブの運営についてのみについて利用するものとし、それ以外において利用しない。
- 4、 また本規約は社会・地域情勢により予告なく改定する場合がありますことを予めご了承ください。
- 5、 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

改定附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

MFC